

あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！
子育て応援サイトQR

しまいく



子どもが病気やけがをしたときに

病児保育・病後児保育のご案内

☎ 保育支援課 ☎ 36-7195

病児・病後児保育とは

▼次の状況にある場合に、看護師・保育士が子どもを預かり、状態に応じた看護・保育をします。

- 市内に住む概ね小学6年生までの子どもが、病中または病气やけがの回復期にある場合
- 保護者が就労などの理由(冠婚葬祭・傷病・出産などを含む)により、家庭で保育できない場合

【病児保育・病後児保育の違い】

病児保育施設

子どもが急に発熱したが、保護者が諸事情で保育できないとき
※麻疹や新型コロナウイルス感染症を除く。初日から預けることができます。

病後児保育施設

風邪などで熱は下がったが、まだ保育所や学校には行けず、保護者が仕事を休めないとき
※感染症の子どもはお預かりできません。

利用方法

▼利用するには、事前の登録や予約、受診が必要です。医師の許可を得てから利用してください。詳しくは、下表の各施設にお問い合わせください。

※利用日は全て、月～金曜日。

市内病児保育施設・病後児保育施設一覧

施設	実施場所	住所	電話番号	利用時間	料金
病児保育施設	リバティ病児保育室え～ら	河原一丁目 3-38	39-3777	8:30～17:00	2,300円(1日)
病後児保育施設	島田聖母保育園	中河町 344	37-5430	9:00～16:00	各施設へ 問い合わせ
	初倉保育園	井口 407	38-2525	9:00～15:00	
	認定こども園大津保育園	落合 64-1	39-5953	8:00～17:00	
	認定こども園五和保育園	牛尾 1111	45-3374	8:00～17:00	



該当する人は、提出が必要になります

児童手当現況届の提出

☎ 子育て応援課 ☎ 36-7159

現況届の提出方法

▼6月以降の児童手当・特例給付を受給するための「児童手当・特例給付現況届」の提出は、原則不要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、提出が必要です。

- 令和5年1月1日以降に市内に転入し、認定された受給者
- 令和4年12月31日以前に配偶者の住所が市外にあった受給者
- 子と別居している受給者
- 離婚または離婚協議の理由で認定された受給者
- 子の両親に代わって児童手当を受けている受給者

※7月以降に提出した場合、11月以降の振り込みとなる場合があります。令和5年2～5月分手当の振込日は、6月14日(水)です。

提出書類

- 児童手当・特例給付現況届(対象者に5月末頃に郵送)
- 受給者の健康保険証の写し
- その他、別途書類の提出を求められる場合があります。

提出期間／6月1日(木)～30日(金)
(郵送可。当日消印有効)

提出場所／子育て応援課、各支所
受付時間／午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
※公務員は、勤務先で手続きしてください。

受給対象／中学校修了までの子を養育する保護者